

乃木坂ウェルネスルーム 利用規約

本規約は、株式会社ホリスティックウェルネス(以下、運営者)が提供するシェアオフィス乃木坂ウェルネスルーム(以下、シェアオフィス)ご利用について定めたものです。

第1条(本規約について)

利用者は、運営者の提供するシェアオフィスを利用するにあたっては本規約を遵守するものとする。

本規約に違反した利用者については、運営者はいつでもシェアオフィスの利用を停止することができる。

シェアオフィスの利用の停止によって利用者に不利益が生じても、運営者はその責を一切負わないものとする。

第2条(規約の変更)

運営者は、利用者の了承無く本規約を変更することができる。

規約が変更された場合、利用者が同意しない限り継続してシェアオフィスを利用することができない。

変更後1週間以内に不同意の意思表示が無い場合には、利用者は本規約に同意したものとみなす。

第3条(サービス提供の義務)

運営者は、シェアオフィスについて品質の維持向上に努める。

運営者は、規定の営業日・営業時間以外でのシェアオフィスの提供の義務を負わない。運営者は、契約名義人及び追加名義人以外に対してシェアオフィスの提供の義務を負わない。

第4条(オフィス利用について)

(1)利用について

故意又は重大な過失によりオフィス内の設備を破損した場合、利用者は相応の賠償責任を負う。

(2)掲示物について

利用者は、シェアオフィス内にチラシ、パンフレット等を掲示する場合には、事前に運営者の了解を得るものとする。但し、以下の目的で掲示することは、一切禁止とする。

1. 宗教活動や政治活動などでの利用
2. 運営者が許可しなかった広告物

第5条(責任範囲)

以下の事項については、故意又は重大な過失があった場合を除いて運営者は免責される。

1. やむ得ない理由によりオフィスの利用ができない場合
2. 通信障害等により電話等通信設備が不通となった場合

運営者が利用者へ補償を行う場合の金額は、利用者が1ヶ月以内に支払った利用料金を上限とする。

第6条(利用料)

月額の利用料は5,000円+税とし、決済は当WEBサイトより行う。
<https://www.wellness-room.jp/price.html>

第7条(解約及び強制解約)

(1)解約

利用者がシェアオフィスの利用を解約する場合には、2ヶ月前までにその旨を運営者に申出する。

(2)強制解約

利用者が、下記に該当する場合には理由の如何を問わず、一方的にシェアオフィスの契約を解除することができる。

1. 暴力団又はその関係者である疑いのあるとき
 2. 違法行為を行っている疑いのあるとき
 3. シェアオフィス申込みにおいて虚偽の申告を行った場合
 4. シェアオフィス利用料の支払が1ヶ月以上滞った場合
 5. 他の利用者の迷惑となる行為を行った場合
 6. 運営者の承諾なく利用権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
 7. 破産若しくは倒産により社会的信用を失った場合
 8. 事前の予告なしで1週間以上連絡が取れない場合
 9. その他運営者が不適格と判断した場合
 10. 本規約に違反をした場合
- 強制解約の場合には、登録費などの返還は一切行わない。

第8条(シェアオフィスの停止・休止・廃止)

運営者の都合により全てのシェアオフィスを停止・休止・廃止ができるものとし、利用者へ文書にて原則2ヶ月前までに通知するものとする。

また、シェアオフィス提供の停止・休止・廃止に伴う損害について利用者は一切賠償請求をしないものとする。

社会情勢により急遽、利用停止することがあった場合は、運営側からご利用申込者へ速やかにご連絡することとします。その場合のご利用料金については、運営側からご通知いたします。

第9条(違約金及び賠償金)

利用者が本規約に違反した場合、運営者は違約金を請求することができる。

利用者の故意又は重大な過失により運営者が損害を被った場合、運営者は利用者による損害に対する賠償を請求することができる。

第10条(信義則)

運営者及び利用者は、本規約の解釈につき疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合には、本規約によるものとし、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。